

神戸市大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例施行規則

平成18年3月30日

規則第90号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成18年3月条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(大規模集客施設の面積に係る要件)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める面積は、1,000平方メートルとする。

(大規模集客施設の新築等に該当する行為の範囲)

第3条 条例第2条第2項第2号に規定する規則で定めるものは、当該増築又は用途の変更に係る部分のうち同条第1項に規定する用途に供することとなる部分の床面積が、1,000平方メートルを超えるものとする。

(基本計画書)

第4条 条例第3条第1項第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 周辺道路の概要

(2) 大規模集客施設の新築等に当たって必要となる他の法令若しくは条例の規定又は行政機関による指導その他の措置に基づく手続の概要

2 条例第3条第2項に規定する規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した位置図

(2) 方位、敷地の境界、周辺道路の状況、周辺の建物の用途別の現況、周辺の公共施設及び用途地域を明示した付近見取図

(3) 方位、敷地の境界並びに建築物、駐車場及び自動車の出入口の位置を明示した配置図

(4) 条例第2条第1項に規定する用途に供する部分とその他の用途に供する部分の区分を明示した各階の平面図

(5) 立面図

(6) 前各号に掲げるもののほか，市長が特に必要があると認める図書

(公表)

第5条 条例第10条第2項に規定する規則で定める事項は，次の事項とする。

(1) 事業者の住所及び法人にあつては，代表者の氏名

(2) 条例第10条第1項各号のいずれかに該当する事実

(3) 前2号に掲げるもののほか，市長が必要があると認める事項

附 則

(施行期日)

1 この規則は，平成18年4月1日から施行する。

(大規模小売店舗立地審議会規則の一部改正)

2 神戸市大規模小売店舗立地審議会規則(平成12年8月規則第36号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神戸市大規模小売店舗等立地審議会規則

第1条中「神戸市大規模小売店舗立地審議会」を「神戸市大規模小売店舗等立地審議会」に改める。

第6条中「大規模小売店舗」の次に「及び大規模集客施設」を加える。

第7条中「産業振興局」の次に「及び都市計画総局」を加える。